

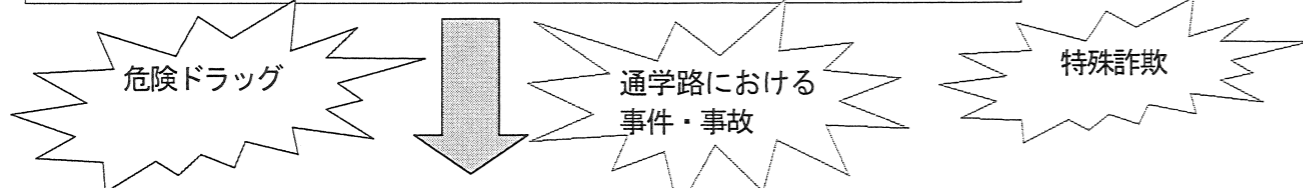
「東京都安全・安心まちづくり条例」の改正について

平成27年7月3日
青少年・治安対策本部

改正の考え方

条例の制定から10年以上が経過し、刑法犯認知件数は減少したが、特殊詐欺や子供の連れ去りなど弱者が被害者となる犯罪の発生や危険ドラッグの蔓延など、都民の不安感は解消していない。

東京都安全・安心まちづくり条例（平成15年10月施行）



「安全安心 TOKYO 戦略」の策定（平成27年1月発表）

戦略の実効性を確保するため、条例を改正（安全安心の体制強化・喫緊の課題への対応）

スケジュール等

○パブリックコメントの実施

平成27年5月1日から同月14日まで

○条例施行日

平成27年9月1日 ※区市町村等における準備期間を確保

主な改正内容

項目		改正内容
安全安心の体制強化	地域の力の強化 第1章 第3条・5条（追加） 第2章 第8条～10条（追加）	○安全安心まちづくりへの事業者の協力 ○安全安心まちづくりの人材育成 ○都民等の顕彰 ○安全安心に係る情報の発信及び共有 ○弱者対策の強化
	規範意識の向上 第1章 第7条（新設）	○児童等の規範意識の醸成
喫緊の課題への対応	通学路等における児童等の安全確保 第7章 第27条（追加）	◆知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して通学路等における児童等の安全確保の指針を策定 ◆学校等の管理者は、通学路の設定・変更の際に、当該学校等の所在地を管轄する警察署長から意見を聴く（努力義務）
	危険薬物の根絶 第8章 第28条～30条（新設）	○都民等に対する広報啓発の実施 ○都民等の責務 ○事業者の責務 ○都内の建物における危険薬物の販売等及び特殊詐欺の禁止
	特殊詐欺の根絶 第9章 第31条～33条（新設）	○建物を貸付けする者の責務

- ◆事業者は、地域社会の一員として安全安心まちづくりを推進（努力義務）
- ◆都は、区市町村と連携して、安全安心まちづくりの人材を育成
- ◆知事は、安全安心まちづくりに関する活動に功績のあった都民等を表彰することができる
- ◆都は、都民等の防犯のための自主的な活動が推進できるよう、必要な情報の発信及び共有に努める
- ◆都は、区市町村や都民等と連携して、高齢者、女性、児童等の安全安心の確保に必要な情報の提供、助言、その他必要な措置を実施
- ◆都は、区市町村、学校、家庭、地域社会と連携して、児童等の規範意識を醸成
- ◆都は、区市町村等と連携して広報・啓発を行うとともに、必要な情報を都民等へ提供
- ◆都民等は、都の施策へ協力、危険薬物の販売情報等を知った場合は都へ情報提供（努力義務）
- ◆事業者は、危険薬物の販売等及び特殊詐欺の手段に利用されないことがないように、適切な措置を実施（努力義務）
- ◆都内の建物を危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供することを禁止
- ◆建物の貸付者は、建物を提供する際、次の措置を講ずる（努力義務）
 - ・契約の際、その相手方に危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供しない旨を約させること
 - ・契約において、業としての危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供された場合は、契約を解除する旨を定めること
- ◆建物の貸付者は、当該建物が指定薬物等の販売等の用及び特殊詐欺の用に供されていることを知った場合で、解除条項を規定しているときは、解除・明渡しを申し入れる（努力義務）